

事務連絡

平成24年1月23日

組合員各位

組合事務局

下記のとおり案内がありましたのでお知らせいたします。

宮上水整第284号

平成24年1月19日

給水装置指定事業者 各位



宮崎市上下水道局 水道整備課長

(公印省略)

給水装置の漏水修繕区分について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より上下水道行政に対しまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、水道メーターを除く「給水装置」は建物所有者の私有財産となりますので、漏水の修繕費用は所有者または使用者負担となります。

ただし、配水管の分岐部から水道メーターまたは第1仕切弁までの自然漏水につきましては、水資源の有効利用等を考慮し、上下水道局で修繕を行っておりますので、皆様のご周知方よろしくお願いいたします。

文書取扱：漏水防止係

TEL 26-7526